



# 三重県公報

平成29年1月20日（金）

第 2870 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
29	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
30	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(水産経営課)	2
31	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
32	同伴	(同)	3
<b>公 告</b>			
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO課)	5
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(同)	5
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	(同)	6
	第二種特定鳥獣管理計画の策定に関する公聴会の開催	(獣害対策課)	6
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	7
	同伴	(同)	7
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	(地域医療推進課)	7
	同伴	(大気・水環境課)	12

## 告 示

## 三重県告示第 29 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 29 年 1 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 日 年 月 日
薬局	ハッピー薬局 福島店	桑名市東方福島前 770		薬局	平成 28 年 12 月 1 日
薬局	ウェルシア薬局 四日市蒔田店	四日市市蒔田二丁目 1 番 2 号		薬局	平成 29 年 1 月 1 日
薬局	フラワー薬局桔梗が丘中央店	名張市桔梗が丘 5 番町 4 街区 14 番		薬局	平成 29 年 1 月 1 日

## 三重県告示第 30 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成 29 年 1 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区 域	区 分
くまの灘南区域 （三重外湾漁業協同組合のうち阿曾浦、槌柄浦、贄浦、奈屋浦、神前浦及び方座浦の地区）	中型まき網漁業（総トン数 10 トン以上 100 トン未満の漁船によるものをいう。）

## 三重県告示第 31 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 1 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス久保店  
松阪市久保町字毛浪田 1267-1 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号	井上 亮

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	宇野 正晃

## 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成 29 年 8 月 29 日

## 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,531 m<sup>2</sup>

## 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位置
駐車場	55 台	縦覧による
合 計	55 台	

## (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位置
駐輪場	26 台	縦覧による
合 計	26 台	

## (3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設	32 m <sup>2</sup>	縦覧による
合 計	32 m <sup>2</sup>	

## (4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位置
廃棄物保管施設 1	4.5 m <sup>3</sup>	縦覧による
廃棄物保管施設 2	9.0 m <sup>3</sup>	縦覧による
合 計	13.5 m <sup>3</sup>	

## 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前 9 時	午後 9 時 45 分

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2 箇所	縦覧による

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

## 7 届出の日

平成 28 年 12 月 28 日

## 8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 9 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 1 月 20 日から同年 5 月 22 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 三重県告示第 32 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため

配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成29年1月20日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）クスリのアオキ松阪川井店  
松阪市川井町字中大坪 772-26 ほか2筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町 2512 番地	青木 宏憲
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8	古屋 一樹

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町 2512 番地	青木 宏憲
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8	古屋 一樹

- 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年8月25日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,112.1 m<sup>2</sup>

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	60 台	縦覧による
合 計	60 台	

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場 1	15 台	縦覧による
駐輪場 2	20 台	縦覧による
合計	35 台	

- (3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設 1	40 m <sup>2</sup>	縦覧による
荷さばき施設 2	24 m <sup>2</sup>	縦覧による
荷さばき施設 3	24 m <sup>2</sup>	縦覧による
合計	88 m <sup>2</sup>	

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	4.5 m <sup>3</sup>	縦覧による
廃棄物保管施設 2	2.0 m <sup>3</sup>	縦覧による
合計	6.5 m <sup>3</sup>	

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社クスのアオキ	午前 9 時	午後 10 時
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	24 時間	

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	24 時間

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
4 箇所	縦覧による

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設 2	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設 3	午後 10 時から午前 6 時まで

- 7 届出の日

平成 28 年 12 月 26 日

- 8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

- 9 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 1 月 20 日から同年 5 月 22 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告
-----

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 29 年 3 月 11 日まで縦覧に供します。

平成 29 年 1 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日

平成 28 年 12 月 25 日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称

特定非営利活動法人 ライフサポート三重西

- (2) 代表者の氏名

菅瀬 博文

- (3) 主たる事務所の所在地

四日市市三重六丁目 130-3 番地

- (4) 定款に記載された目的

この法人は高齢社会において、住み慣れた地域で生涯を過ごす意志を持ち、お互いが助け合うことで人間関係をつくり、安心して住み続けることが出来るまちづくりの事業を行うことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公

告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成29年3月5日まで縦覧に供します。

平成29年1月20日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成28年9月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

日本マルファン協会

(2) 代表者の氏名

関 良介

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区1丁目1番27号 黄金まちNPOステーション

(4) 定款に記載された目的

この法人は、「情報は命を救う」「情報は生きる支え」この2つを基本理念とし、患者本人や家族、及び、医療者、教育・福祉者など、疾患に関わる人々と社会に対して、情報の収集と提供、疾患の調査・研究、啓発活動、交流支援を行うことで、当該疾患患者の生命の危機の低減と生活環境の改善に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年1月20日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成29年1月11日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 NPO法人 ミスナ

(2) 代表者の氏名

金村 炳植

(3) 主たる事務所の所在地

桑名市大字福島 922-1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者（児）に対して、障がい福祉サービス等に関する事業、児童福祉法に基づく事業を行い、地域における障がい者（児）福祉の向上に寄与することを目的とする。

---

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第3項の規定により準用する同法第7条第5項の規定により、第二種特定鳥獣管理計画の策定に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成29年1月20日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 日時

平成29年2月17日（金）午後1時30分から

2 場所

津市栄町1丁目891

三重県合同ビル G101 会議室

3 公聴会において意見を聴こうとする案件

- ・ 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ：第4期）の策定について

- ・ 第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ：第3期）の策定について
- ・ 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル：第2期）の策定について

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

平成29年1月20日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成29年1月16日から同月30日まで
- 3 作業地域  
熊野市井戸町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

平成29年1月20日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成29年1月16日から同年3月6日まで
- 3 作業地域  
南牟婁郡御浜町阿田和

## 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成29年1月20日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 入札に付する事項
  - (1) 委託業務名  
救急医療情報システム構築及び運用・保守業務委託
  - (2) 委託業務の特質等  
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。  
調達説明書（仕様書）は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）内の入札等情報公開システムから入手することができます。
  - (3) 委託期間  
契約締結の日から平成35年9月30日（土）までとします。
  - (4) 委託業務履行場所  
津市広明町13番地 三重県庁本庁舎他
  - (5) 総合評価方式による一般競争入札  
本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
  - (1) 競争入札参加資格  
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。4(1)の申請書を提出するまでに、7(3)に掲げる調達システム担当部局に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」といいます。）を行い、登録確認を受けてください。

なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により参加する場合の利用登録申請については、電子証明書（ICカード）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより4(1)の申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を平成29年2月13日（月）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、技術提案書等を7(6)に掲げる日時、場所及び方法により提出してください。

落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を平成29年3月21日（火）12時までに、7(1)の場所に提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書（第1号様式）

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4) 契約保証金の免除を希望される場合は、過去3年間の間に、今回の契約金額と同規模程度（または同規模以上）の契約を締結し履行した実績を示す証明書

5 技術提案書の作成について

(1) 調達説明書（仕様書）に記載の提案書記入要領に基づき作成してください。

(2) 提出部数は、紙媒体11部（正本1部、副本10部）及び電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部とします。

(3) 原稿サイズはA4を基本とし、両面使用により頁数は概ね100頁までとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。

(4) 目次、ページ及びインデックスを付けてください。

(5) 製本の編綴順序は、提案書記載依頼事項の項目順序のとおりに編綴してください。

(6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。

6 技術提案書聴取会の実施について

(1) 技術提案書の内容について、技術提案書聴取会を行いますので、本件担当予定者の出席をお願いします。

(2) 提案内容について書面だけでは分かりにくい部分を補足するために行うものであつて、提出済みの提案書に新たな要素を追加、修正することは認めません。また、入札参加者からの質問も認めません。説明を円滑に行うための資料の配布は認めますが、提案書と異なり評価時の正式書類としては扱いません。

(3) 聴取会に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。また、聴取会を辞退することは可能で、辞退したことで失格になることはありませんが、説明不足等、評価上の不利益を受けることがあります。

(4) 詳細は7(7)に示す日程及び方法により実施します。

7 入札手続等に関する事項

(1) 入札事務担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県健康福祉部医療対策局地域医療推進課地域医療班 担当 山本

電話 059-224-3370 ファクシミリ 059-224-2340

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成 29 年 2 月 13 日（月）12 時まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成 29 年 2 月 23 日（木）17 時まで通知します。

(6) 技術提案書等提出の日時及び場所

ア 日時 平成 29 年 2 月 24 日（金）8 時 30 分から同年 3 月 1 日（水）17 時まで

イ 場所 〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県健康福祉部医療対策局地域医療推進課地域医療班 担当 山本

ウ 方法 提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、(1)に掲げる入札事務担当部局に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は封筒等の外側に「救急医療情報システム構築及び運用・保守業務委託提案書等在中」と記載してください。

(7) 技術提案書聴取会の実施

ア 日程は次のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

平成 29 年 3 月 14 日（火）予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案聴取会の所要時間は 30 分とし、うち説明は 15 分以内とします。

エ 出席者は、6(1)の本件担当予定者を含め 3 名以内とします。

(8) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 29 年 3 月 15 日（水）15 時まで

入札と合わせて提出が必要となる入札金額内訳書は、調達システムの添付機能を使用して提出締切日時までに提出してください。

イ 書面による入札の場合は、調達説明書の入札書と入札金額内訳書を一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 29 年 3 月 15 日（水）15 時

なお、入札書は平成 29 年 3 月 6 日（月）から同月 15 日（水）15 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留

受取人 三重県健康福祉部医療対策局地域医療推進課地域医療班 担当 山本

案件名 救急医療情報システム構築及び運用・保守業務委託提案書等在中

(9) 開札の日時及び場所

日時 平成 29 年 3 月 15 日（水）15 時 10 分

場所 三重県津市広明町 13 番地  
三重県健康福祉部健康福祉総務課

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、各年度の契約希望金額を消費税等の税率で除した金額の総額を記載するものとします。ただし、入札書の提出までに消費税等の税率の改正があったときは改正後の税率によるものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札者決定基準」に規定する評価点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

8 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項）がある場合は、以下の質疑提出締切日までに電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にとっては、当該締切日時までに 7(1)に掲げる部局へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、入札情報サービスシステムの入札予定（公告）詳細情報で行います。

質問提出締切 平成 29 年 2 月 2 日（木）12 時まで

結果回答 平成 29 年 2 月 7 日（火）17 時までに行います。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うこと

ができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (8) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 9 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :  
Development of emergency medical information system and its maintenance duties
- (2) Submission of Proposal  
Paper proposals submitted by registered mail must be received at the Managing Authority between 8:30 A.M. on Friday, February 24, 2017 and 5:00 P.M. on Wednesday, March 1, 2017.
- (3) Bid Submission Deadline :  
(Electronic submission via the internet)  
Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Wednesday, March 15, 2017.  
(Submission by registered mail)  
Bids submitted by registered mail must be received at the Mie Prefectural Government Headquarters Post Office branch (*Mieken-cho nai Yubinkyoku*) between Monday, March 6, 2017 and 3:00 P.M. on Wednesday, March 15, 2017.
- (4) Date and Time for the Open Bidding :  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Wednesday, March 15, 2017.
- (5) Managing Authority :  
Regional Medical Development Division, Medical Policy Bureau, Department of Health and Welfare, Mie Prefecture  
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan  
TEL:059-224-3370 (Japanese only)
- (6) Language and Currency used in the Tendering Procedure:  
Japanese and Japanese currency

## 別記 落札者決定基準

### 1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価と提案内容の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち、合計点の最も高い入札者を落札候補者とする。

- (1) 入札価格の評価  
入札価格の評価については、後に示す計算式に基づき、400点を満点とする入札価格に対する評価点（以下「価格評価点」という。）を与える。
- (2) 提案内容の評価  
「提案書評価表」に基づき提案内容の評価し、800点を満点とする「技術評価点」を与える。
- (3) 合計点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応  
以下の順で落札候補者を決定する。
  - ア 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が異なる場合  
「技術評価点」が高い者を落札候補者とする。
  - イ 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が同じ場合  
当該入札者間で三重県物件等電子調達システムを利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定する。
- (4) 有効数字

価格点及び技術点の評価項目ごとに小数点以下2桁までを有効とし、小数点以下3桁目で四捨五入する。

## 2 入札価格の評価（価格評価点の計算方法）

「価格評価点」は、以下の計算式による。

$$\text{「価格評価点」} = 400 \times (1 - X / K)$$

X：入札価格（円）

平成29年度から35年度までの年度別価格の総合計が入札価格となる。

K：評価基準額（円）

本件に係る評価基準額は以下のとおりとする。

評価基準額＝403,846,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

※ 入札価格及び評価基準額については、全て消費税及び地方消費税を含まない金額で計算を行う。

## 3 提案内容の評価（技術評価点の評価方法）

提案内容の評価は、提案書に基づいて以下の手順で行う。

### (1) 大分類の設定提案評価項目の配点

次のとおり大分類を設定する。

ア 業務システム：業務の理解度、基本的な考え方及びソリューション

イ 機能要件：新システムに求める機能要件の実現度

ウ 非機能要件：機能を実現するためのシステムの構成及びソリューション

エ 設計・開発・導入支援・運用・保守：入札者の設計・開発・導入支援・運用・保守能力に係る部分

### (2) 配点方法

技術評価点の満点を800点として、次のように上記1～4単位に点数を配点する。

ア 業務システム：80点（評価項目数：2項目）

イ 機能要件：170点（評価項目数：2項目）

ウ 非機能要件：150点（評価項目数：2項目）

エ 設計・開発・導入支援・運用・保守：400点（評価項目数：10項目）

### (3) 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、1～15点までの項目加重点を設定する。

## 4 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、原則として「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が最も高い者を落札候補者とするが、以下の要件を全て満たさない者は落札候補者とししない。

(1) 入札価格が、「資料1\_調達説明書」で示した評価基準額以内であること。

(2) 「資料4\_別紙\_評価基準表」の評価項目のうち、「実績」「その他」を除いた評価項目以外は、項目評価点が全て3点以上であること。

(3) 「資料4\_別紙\_評価基準表」の評価項目のうち、「機能要件」「システム基盤」「運用・保守要件」「体制」「スケジュール」の5項目について項目評価点が5点以上であること。

(4) 入札金額内訳書に記載する年度別計（価格）が、以下に示す各年度の金額（年度別支払限度額）を超えないこと。

年度別支払限度額（消費税及び地方消費税を含まない。）

平成29年度 206,350,000円

平成30年度 45,006,000円

平成31年度 40,756,000円

平成32年度 40,756,000円

平成33年度 40,756,000円

平成34年度 40,756,000円

平成35年度 21,653,000円

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成29年1月20日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名  
大気汚染自動測定機器等保守管理委託業務
  - (2) 委託業務の特質等  
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
  - (3) 委託期間  
平成29年4月1日（土）から平成32年3月31日（火）までとします。
  - (4) 委託業務履行場所  
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格  
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
  - (2) 落札資格  
ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。  
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。  
ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
  - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
  - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
  - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
  - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を平成29年2月20日（月）14時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。
- なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書
  - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
  - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局  
〒514-8570 三重県広明町13番地  
三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班 担当 羽場  
電話 059-224-2367 ファクシミリ 059-224-3069
  - (2) 契約条項を示す場所  
〒514-8570 三重県広明町13番地  
三重県環境生活部大気・水環境課大気環境班 担当 佐野  
電話 059-224-2380 ファクシミリ 059-229-1016
  - (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成 29 年 3 月 3 日（金）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成 29 年 2 月 27 日（月）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 29 年 3 月 3 日（金）15 時 30 分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 29 年 3 月 3 日（金）15 時 30 分

なお、三重県庁内郵便局へは平成 29 年 2 月 27 日（月）から同年 3 月 3 日（金）15 時 30 分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県環境生活部大気・水環境課大気環境班

案件名 大気汚染自動測定機器等保守管理委託業務 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 29 年 3 月 3 日（金）15 時 35 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県環境生活部環境生活総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税（平成 29 年度：8%、平成 30 年度：8%、平成 31 年度：10%）を含む平成 29・30・31 年度の 3 年間の合計額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を記載するものとします。

なお、調達システムの入札（見積）書提出画面は「税抜価格表示」となっていますので、間違いの無いよう税込金額で入札価格を入力してください。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

## 6 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 入札の中止等  
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。  
また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止することがあります。  
なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。
- (4) 苦情申立て  
参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。  
なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。  
本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。
- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止や契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札にかかる詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:  
Maintenance of automatic monitoring devices of air pollution
- (2) Bid Submission Deadline  
(Electronic submission via the internet)  
Bids submitted electronically must be received by 3:30 P.M. on Friday, March 3, 2017.  
(Submission by registered mail)  
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, February, 27, 2017 and 3:30 P.M. on Friday, March 3, 2017.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:35 P.M. on Friday, March 3, 2017.
- (4) Managing Authority:  
Air and water environment division, Department of Environment and social affairs, Mie Prefecture  
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan  
TEL:059-224-2380

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---